

相続登記の話

鹿児島県司法書士会
広報委員 天達周二

前回（4月号）の記事で、全国の所有者不明の土地は九州の面積より広く、相続登記を怠っていることにより、様々な不都合が生じることを説明しました。今回は、なぜ相続登記が必要なのか、そして、相続手続の際に相談の多い事例を紹介したいと思います。

1. なぜ相続登記をした方がいいの？

まず、相続登記をすることにより、現在の所有者を示すことができます。相続人同士の話し合いで誰がその土地や建物を相続するか決めても、登記をしないと誰が所有者なのかははっきりしません。また、相続人以外の人にもその権利を主張できません。相続登記をして所有者を公示することで、誰に対しても権利を主張することができるようになります。

2. 相続手続に関する相談事例

①相続人の中に所在の分からない人がいる

相続登記をしたいが、相続人の中に何十年も所在の分からない人がいるというケースがあります。所在や連絡先の分からない相続人がいる場合でも、戸籍をたどっていくと現在の住所がわかる場合があります。司法書士は、相続登記の依頼を受けると必要な戸籍等を職務上取得できるので、所在不明の相続人の住所がわかることがあります。また、万が一住所がわからず所在不明の場合であっても、所在不明の相続人の代理人（不在者財産管理人）を家庭裁判所で選任してもらうことにより、相続手続を進めることが可能な場合もあります。

②遺産分割協議書に印鑑を押してくれない

相続登記をするためには、相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成する必要があります。

ますが、話がまとまらず、一部の相続人が遺産分割協議書に印鑑を押してくれないといった相談もあります。相続手続を進めたいが、どうしても話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割調停を利用するという方法があります。家庭裁判所を介して話し合いをすることにより、遺産分割協議がまとまることもあります。

③認知症の相続人がいるため遺産分割協議ができない

相続人の中に認知症の方がいて遺産分割協議ができないといった相談もあります。このような場合、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらい、その成年後見人と遺産分割協議を行うという方法があります。ただし、成年後見制度を利用する場合には、その制度自体を十分に理解しておく必要があります。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしていますので、相続登記でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター

☎ 0994-22-1315

相談日時：毎週月曜 13:00～16:00

（予約者優先、祝日は休み）

問合せ：鹿児島県司法書士会

☎ 099-256-0335



まちを好きになるアプリ



行政情報アプリ「i 広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル！

ダウンロードはこちらから



自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん！



※「i 広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで